

## 消費税率の引上げ、軽減税率制度の実施に向けて業界団体の 皆様への御協力のお願いについて

令和元年5月

農林水産省経営局総務課調整室

### 1 軽減税率制度の実施に向けた各事業者の準備への支援について

各事業者の皆様には、本年10月の軽減税率制度の実施に向けて、業態ごとの取引慣行を踏まえ、現在、使用している請求書等や帳簿の記載内容の追加・変更やレジの導入、受発注システムの改修などについて、工程表等の計画に従って取り組んでいるところと思います。

業界団体の皆様には、傘下の会員事業者の準備状況をできる範囲で把握していただき、準備が思うように進んでいない事業者に対して必要な支援、働きかけをよろしくお願いします。

### 2 消費税率の引上げに伴う価格設定について

平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%)の際は、税率引上げ時に様々な物・サービスの価格が一斉に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減が発生しました。この経験を踏まえ、政府において、平成30年11月に事業者による自由な価格設定が原則であることを再確認する価格設定ガイドラインが取りまとめられました。

このことについては、昨年12月に業界団体の所管課を通じてお知らせしているところであります。業界団体の皆様には、内容を再度確認していただき、必要に応じて傘下の会員事業者への周知をお願いします。

### 3 軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

軽減税率制度においては、軽減税率の適用対象品目を「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「定期購読契約が締結された週二回以上発行される新聞」としているため、テイクアウト・出前などには軽減税率が適用される一方、店内飲食には標準税率が適用されることになります。

このため、テイクアウト等と店内飲食のいずれの方法でも飲食料品を提供できる外食事業者やイトインスペースのある小売事業者では、同一の飲食料品につき、適用される消費税率が異なる場面が想定されます。このようなことから、消費者庁等から平成30年5月に軽減税率制度の実施に伴う価格表示の具体例等を示すガイドラインが取りまとめられました。

のことについても、内容を再度確認していただき、必要に応じて事業者への周知をお願いします。

#### 4 消費税の転嫁拒否等について

消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制限はありませんが、事業者間の取引については、その小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、負担させられるような事態があつてはなりません。このため、消費税転嫁対策特別措置法では、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対して消費税率引上げ分を減額するように求めたり、利益提供を求めたりすることを禁止しています。また、このような不当な行為がなされないよう転嫁 G メンによる監視や関係機関による是正指導等を行うこととしています。

本年 10 月の消費税率引上げに合せて、これから事業者間で製品・サービスの価格について交渉する機会があると思いますが、傘下の会員事業者に対して、転嫁拒否等を行うことがないように周知するとともに、仮に傘下の会員事業者が転嫁拒否等をされている場合は、消費税価格転嫁等総合相談センターまで御相談いただくよう併せて周知をお願いします。

#### 5 相談窓口のご案内について

業界団体及び傘下の会員事業者の皆様から軽減税率制度の実施に向けて各種の相談があると思います。国の相談窓口を設置して具体的な照会にも対応することとしております。相談窓口をご紹介いただきますようお願いします。

##### ○ 軽減税率制度の内容に関する相談【国税庁】

- ・ 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

0120-205-553 (フリーダイヤル)

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

- ・ 電話相談センター

最寄り（又は所轄）の税務署にお電話いただき音声ガイダンスに沿って「3」を選択

(受付時間) 8:30~17:00 (土・日・祝除く)

##### ○ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談

- ・ 軽減税率対策補助金事務局コールセンター【軽減税率対策補助金事務局】

0120-398-111 (フリーダイヤル)

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

##### ○ 消費税の転嫁等に関する相談や軽減税率制度に関する一般的な問合わせ

- ・ 消費税価格転嫁等総合相談センター【内閣府】

0570-200-123 (ナビダイヤル)

(受付時間) 9:00~17:00 (土・日・祝除く)

##### ○ 農林水産省の相談窓口

本省及び地方農政局等に相談窓口を設置しております。（別紙のとおり）

## 農林水産省 消費税の転嫁等相談窓口一覧

## &lt;農林水産省本省&gt;

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

代表番号:03-3502-8111

(受付時間: 祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時30分から18時15分)

相談内容	担当部局	電話番号	メールアドレス
農業に関すること	経営局 総務課調整室	内 線:5110	syouhizei_tenka@maff.go.jp
食品産業に関すること	食料産業局 企画課	内 線:4137	syouhizei_syokusan@maff.go.jp
林業、木材・木製品製造業 に関すること	林野庁 企画課	内 線:6064	syouhizei_rinya@maff.go.jp
水産業に関すること	水産庁 水産経営課	内 線:6594	syouhizei_suisan@maff.go.jp

## &lt;地方農政局等&gt; (受付時間: 祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時30分から17時)

	相談窓口	連絡先
北海道農政事務所	企画調整室	011-330-8801
東北農政局	企画調整室	022-263-0564
関東農政局	企画調整室	048-740-0465
北陸農政局	企画調整室	076-232-4206
東海農政局	企画調整室	052-223-4610
近畿農政局	企画調整室	075-414-9036
中国四国農政局	企画調整室	086-224-9400
九州農政局	企画調整室	096-300-6003

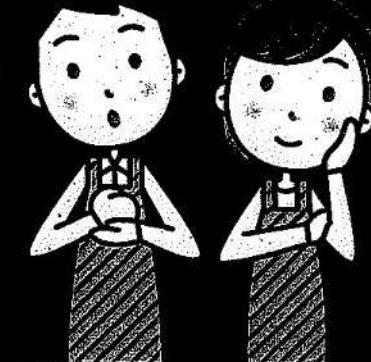
財務省・内閣官房

事業者の  
皆さんへ

10月1日

# 消費税率引上げ前後の 値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思っていませんか？



「10月1日以降2%値下げ!」という  
値下げセールをしたらダメ?

大安売り  
**2%OFF**

**SALE** ▶ OK!!

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただけません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

これはNG

- 実際に付けて「今だけお得」という形で消費者に  
誤解を与えて料金込みの値段を貰うこと
- 仕入業者や販賣業者に対する貢いだと言ふなど  
消費税の取扱いを行つこと

10月1日より前の値上げは  
便乗値上げとなるからダメ?



コストが上昇。  
商品を  
値上げしても  
いいのかな?

▶ OK!!

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?

¥3,000  
(税抜)

▶ OK!!

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

● セール・「今だけお得」関係 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表) より詳しい内容についてはこちら

● 便乗値上げ関係 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196

● 価格表示関係 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

● 転嫁拒否関係 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表)

中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代表)

価格設定 ガイドライン

転嫁対策 事業者向け パンフ

検索

\*「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認いただけます。